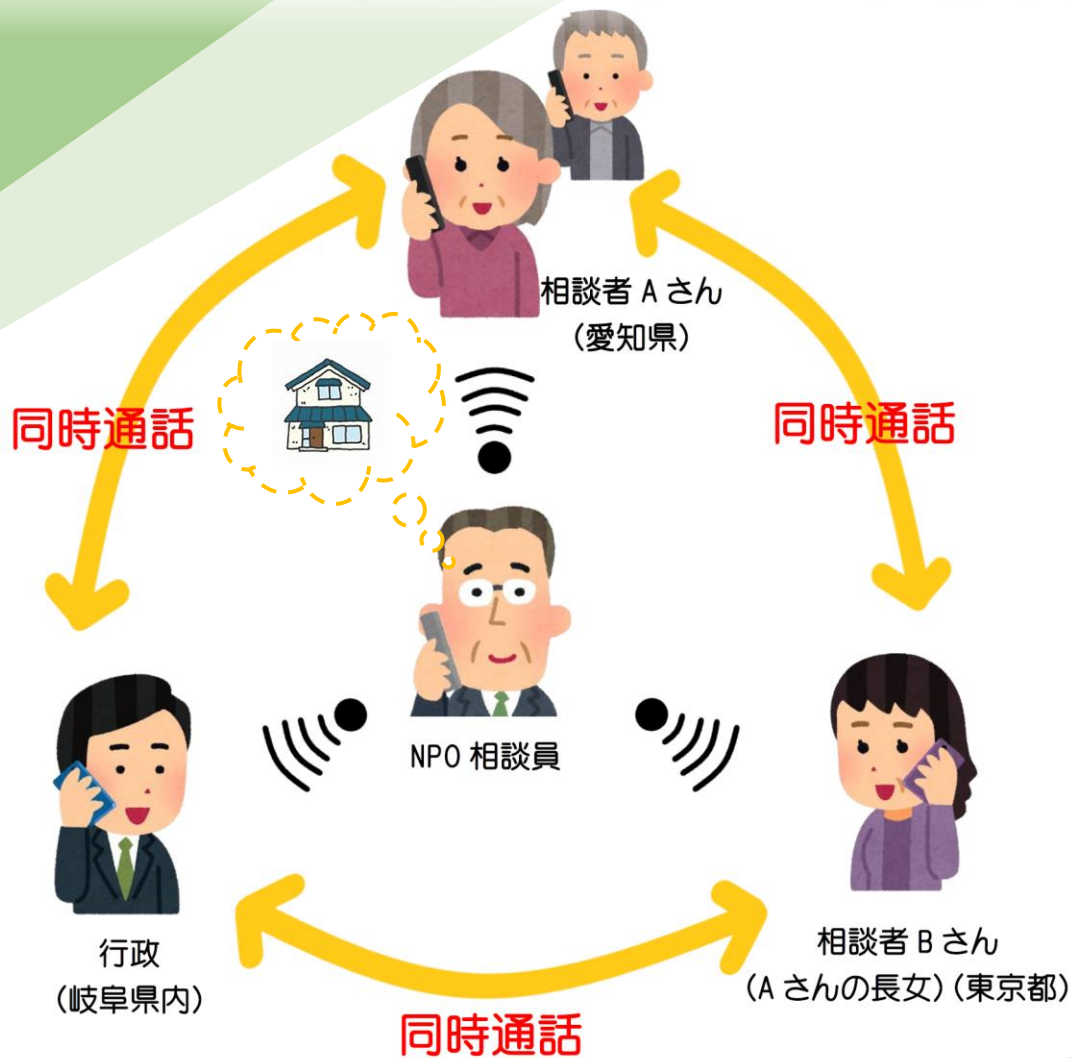


どこでも同時通話!!

三者(複数)通話で空き家相談



空き家に精通した総合相談員 (NPO) を中心に、
行政担当者を交え、適切なアドバイスをします。

空き家相談者と共に、遠方在住のお子さんや親類の方と
同時に通話することができます。

固定電話も通話可能。通話料もかかりません。

※総合相談員とは、空き家に精通した司法書士・行政書士・宅地建物取引士等の有資格者です。

<相談の流れ>

1. 役場(協力事業者)の空き家相談窓口へお電話にて申込みください。
2. 簡単な内容の聞き取り(下記聞き取り内容)と、日程調整をさせていただきます。
また、固定資産税納税通知書(相談物件所在地を確認するため)をご準備ください。
お手元にない場合はその旨をお伝えください。
3. NPO総合相談員と日程調整の上、相談実施日および時間をご連絡いたします。
その際、当日かかってくる電話番号(NPO総合相談員の携帯番号)をお伝えします。
4. 予定時間になりましたら、電話に出られるようご準備をお願いします。
その他の三者通話に参加される方は、順番に電話が入りますのでお待ちください。

<注意事項等>

- 予定時間には必ず電話に出てくださいようお願いいたします。
- ご家族なども一緒に会話に参加されたい場合は最大7名まで参加できますので、予約の際にその旨をお伝えください。ただし、複数人になると会話が混線して、だれが話しているかわからなくなってしまう可能性がありますので、あらかじめ代表で相談事項を伝える方をお伝えください。
- ご家族間でのもめ事の仲裁に入るための相談ではありませんので、ご配慮ください。
- 後日、改めて相談がある場合、再度相談日を設定しますのでご予約をお願いします。
三者電話の端末に折り返しお電話いただいても原則こちらからお電話させていただくことはありません。

<聞き取り内容>

- ①お名前・ご連絡先(相談者) ②簡単な相談の概要
- ③希望日時 ④その他三者通話参加者のお名前・ご連絡先
- ⑤空き家所在地(固定資産税納税通知書記載の住所)

<問い合わせ先>

<p>(協力事業者)</p> <p>垂井町役場 企画調整課生活安全係 〒503-2193 不破郡垂井町宮代2957番地の11 TEL 0584-22-1152 URL http://www.town.tarui.lg.jp/ 担当 平墳</p>	<p>(事業者)</p> <p>NPO法人岐阜空き家・相続共生ネット 〒500-8857 岐阜市坂井町1丁目24番地 TEL 058-253-5255 URL https://gifu-akiya.net/ 担当 名和 長谷川</p>
---	---